兵庫地方最低賃金審議会

第３回兵庫県鉄鋼業最低賃金専門部会

議事録

令和８年９月 25 日（金） 17 時 00 分～20 時 14 分	
兵庫労働局　第３共用会議室	
公益委員	坂本委員、三上委員
労働者委員	圓行委員、藤田委員、村上委員
使用者委員	井上委員、篠田委員、吉川委員
事務局	丸山労働基準部長、安積賃金室長、下風賃金指導官、 神藤労働基準監督官、村田労働基準監督官
（１）兵庫県鉄鋼業最低賃金に係る改正決定の審議について （２）その他	
議　事　内　容	

○下風賃金指導官

定刻になりましたので、ただ今から第３回兵庫県鉄鋼業最低賃金専門部会を開会いたします。

本日は、高階委員が御欠席ですが、最低賃金審議会令第６条第６項の規定による定足数は充足しておりますことを御報告いたします。

本日の審議は議事を公開することとしておりましたが、傍聴希望の申し出はありませんでしたので御報告いたします。

では、この後の進行につきましては、部会長にお願いいたします。

○三上部会長

それでは、議題（１）の「兵庫県鉄鋼業最低賃金に係る改正決定の審議について」として、前回に引き続き金額についての審議となります。

前回の労使それぞれの主張として、まず労働者側は、消費者物価指数の上昇、最賃近傍労働者への波及、鉄鋼業の魅力向上と人材確保の観点から、地賃との優位性の確保等を考慮した改定が必要である。基幹労連での春闘での大幅な賃金引上げも実現し、基幹産業としての優位性確保やそこで従事する労働者の生活安定の必要性から、最賃

改正申出時の労働協約最下限額 1,359 円への段階的な到達を目指しつつ、連合の春闘回答結果の賃金上昇率 5.01％を参考に、プラス 59 円の時間額 1,239 円を提示するとのことでした。

一方、使用者側は、大手企業だけでなく、中小零細企業の経営状況、雇用への影響等を考慮すべきである。令和８年賃金改定状況調査結果の第４表①にある製造業の賃金上昇率 3.3％を参考に、プラス 39 円、時間額 1,219 円を提示されました。

その後、公労会議、公使会議を行いましたが、結論は出ず、次回持ち越しとなり、本日を迎えています。

以上の内容でよろしいでしょうか。

○労使委員

はい。

○三上部会長

それでは、引き続き金額審議を進めていくことといたしますが、最初に労使それぞれでの打ち合わせの時間は必要でしょうか。

○労使委員

お願いします。

○三上部会長

では、15 分程度でお願いします。

（労使それぞれ、別室で意見調整）

○三上部会長

それでは、審議を再開します。

では、まず労働者側委員から理由とともに金額提示をお願いできますか。

○圓行委員

それでは、労働者側主張を圓行からさせていただきます。

前回は連合春闘の賃金改定率、また最低賃金協定額への段階的到達なども考慮し、59 円を提示しました。

鉄鋼業を取り巻く状況や、中小企業などの状況を鑑みると共に、人材確保・育成のため「人への投資」は継続的に必要と考えておりますが、公益側からの歩み寄りの要請を踏まえ、改めて労働者側からの金額を提示させていただきます。

具体的には、連合兵庫春闘結果にある 300 名未満の賃上げ率 4.81％と影響率を踏まえ、プラス 57 円、時間額 1,237 円を再提示します。

以上でございます。

○三上部会長

ありがとうございます。

確認しますと、57 円引上げの 1,237 円ですね。

それでは、次に、使用者側委員からお願いします。

○篠田委員

使用者側の考えを篠田が述べさせていただきます。

前回提示しました内容から改めて直近の鉄鋼業を取り巻く事業環境や経済環境を踏まえつつ、中小零細企業の賃金改定の状況を見ていくという観点で考え直しました。

もちろん兵庫県内の製造業においても、人材確保や物価上昇への対応で相応の賃上げ努力が行われていることは今回のデータにもあり、使用者側としても十分認識しております。

ただ、最低賃金の上昇の影響を強く受ける中小零細企業の支払い能力を検討していくためには、より企業規模の小さい層の実態を見る必要があるとの考えに至りました。

また、実質的な賃上げの実績と最低賃金の引上げは同一ではないと考えております。

最低賃金の引上げは、収益が改善していない企業とか、十分な価格転嫁が出来ていない企業、賃上げを実施出来ていない企業に対しても一律に適用されるということになっております。

実際に賃上げを実施した企業の結果だけで判断することは、あまり好ましくないという考えに至りました。

こういった観点から、今回お手元の資料にもございますが、商工会議所と東京商工会議所が共同で作成しております中小企業の賃上げを対象とした賃金改定における調査で従業員 20 名以下の企業の直近 1 年間の賃金改定率 3.52%という数字があり、こちらを重視しました。

この調査は賃上げを実施した企業だけでなく、幅広い小規模企業の賃金変化を把握しており、最低賃金の影響を受けやすい企業の実態を検討する上でより適切な指標の一つと考えました。

これらを踏まえ 1,180 円から 3.52%を反映した 1,222 円、引上げ額として 42 円を今回の使用者側の見直しの提案といたします。

これにつきましては、中小・零細企業の厳しい経営実態を踏まえつつ現実に行われている賃金引き上げの動向を受け止めた金額であると考えておりまして、これを超える引上げは、価格転嫁の状況や収益力、雇用維持、事業継続に大きな影響を与えるおそれがあり、相当慎重に考える必要があると思っております。

使用者側の考えは以上です。

○三上部会長

ありがとうございました。
提示金額を確認しますと、42円引上げの1,222円ですね。
労使双方より、金額提示とそのお考えをお聞きしました。
労働者側は、57円引上げの1,237円、使用者側は、42円引上げの1,222円という御主張でした。
労使双方の提示額をお聞きしましたが、その金額にまだ開きがありますので、これから審議を続けていき、その金額の開きを詰めていきたいと思います。
ここからは、公益側委員が労使委員それぞれからお話をお聞きすることとしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○労使委員
はい。

○三上部会長
では、最初に公益側と申し出いただいた労働者側とでお話しをさせていただき、その後、使用者側とお話しさせていただきます。
別室へお願いします。

（別室にて公労協議、その後公使協議、労使協議）

○三上部会長
審議を再開します。
公労、公使、労使で議論してまいりました。
また、公益側の考えもお伝えし、検討をお願いしているところですが、なおそれぞれのお考えと金額提示には開きがあります。
今後も労使ともに、もう少し審議を重ねたいという意向でありますので、本日は、ここで一旦審議を終了し次回も引き続き金額審議を行いたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○労使委員
異議なし。

○三上部会長
それでは次回の日程等について、事務局から説明してください。

○安積賃金室長
はい。９月29日（火曜日）午後３時からで予定しておりますが、よろしいでしょうか。

○三上部会長

では次回は、９月 29 日（火曜日）午後３時からの開催とします。

次回は金額審議の３回目となりますが、引き続き公開とします。次回の審議に臨むにあたって、労使それぞれでしっかりと意見調整をお願いしておきます。事務局は他に何か連絡事項とかありますか。

○安積賃金室長

特にありません。

○三上部会長

それでは、本日はこれで終わります。長時間の審議お疲れ様でした。

○各委員

お疲れ様でした。

三上　喜美男

圓行　弘幸

吉川　和宏